

報道関係各位

2016年9月12日

大東建託グループ 管理型信託会社「大東みらい信託」 信託新商品『みらいのまごころ』9月12日より販売開始

大東建託グループの管理型信託会社である、大東みらい信託株式会社(本社:東京都港区、登録番号:関東財務局(信)第10号)は、2016年9月12日(月)より、新しい信託商品『みらいのまごころ』の販売を開始します。

昨今、オーナー様の高齢化により、次の世代へいかに資産を承継するかが注目されています。当商品は、オーナー様が所有する賃貸住宅を信託いただくことで、遺言がなくても、大切な資産を信託のしくみでお孫様へスムーズに承継することができます。

■信託によって、大切な賃貸住宅を確実にお孫様へ承継

『みらいのまごころ』は、信託によりオーナー様が所有する賃貸住宅(建物・敷地)を受益権に転換し、オーナー様が亡くなられた後は受益権によりお孫様へ直接引き継ぐパッケージ型信託商品です。

本商品は、大東建託グループが建築・管理している賃貸住宅を所有し、首都圏・関東圏にお住まいのオーナー様向けに先行して発売します。なお、対象地域は順次拡大する予定です。

■『みらいのまごころ』5つの魅力

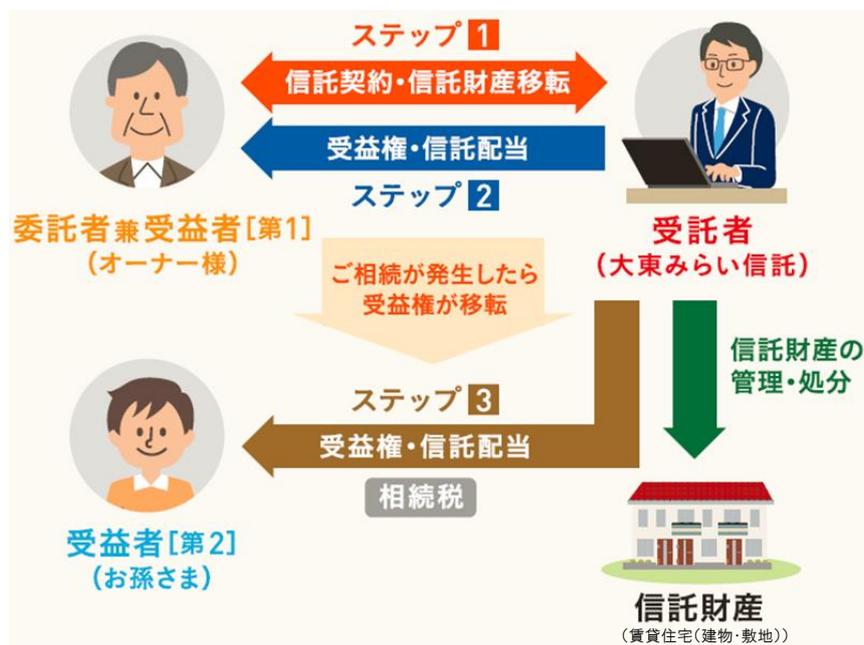
1. 信託した賃貸住宅は、遺言がなくても、オーナー様の「思い」に沿ったお孫様への承継が可能
2. オーナー様が認知症などで判断力を失った場合でも、大東みらい信託(受託者)が信託財産の管理をするため安心
3. 信託した賃貸住宅は遺言に比べ相続発生時の手続きが簡単で、遺産分割協議の対象外(※遺留分には配慮が必要です)
4. 信託の費用(信託報酬)はリーズナブルな水準に設定
5. 受益権の承継から6ヵ月後に信託終了しますが、お孫様からご希望があれば、信託を継続することも可能(オプション)

■『みらいのまごころ』の仕組み

『みらいのまごころ』は、オーナー様(委託者兼受益者)がお亡くなりになられた後の受益者を、あらかじめお孫様に指定しておくことで(ステップ①)、オーナー様の「思い」を込めた賃貸住宅(建物・敷地)を、遺言なしでも簡単・スムーズにお孫様に受益権で引き継ぐことができる(ステップ③)新しい信託の形です。

信託期間中もオーナー様やお孫様は、受益者として家賃を信託配当として受け取ることができます。(ステップ②)こうした一連の手続きを、受託者である大東みらい信託が信託契約の取り決め通りに実施するため安心です。

【関連図】



(次につづく)

■大東みらい信託 概要

・会社名	:大東みらい信託株式会社
・事業内容	:不動産管理信託を中心とする信託業務 資産承継・資産管理に関するコンサルティング業務
・登録番号	:関東財務局長(信)第10号
・資本金	:1億5,000万円
・株主	:大東建託株式会社
・指定紛争解決機関	:一般社団法人 信託協会

＜本件に関するお問い合わせ＞
大東建託株式会社 経営企画室 畑中・和賀
E-MAIL:he072032@kentak.co.jp
TEL:03-6718-9174